



平成 18 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名	暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者の役職名	取締役社長 飯 島 康 輔 (J A S D A Q ・ コード 1997)
問 い 合 わ せ 先	常務取締役管理統括部長
役 職 ・ 氏 名	藤 沼 一 男
電 話 番 号	0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

訴訟の判決及び特別損失の発生並びにそれに伴う業績予想の修正に関するお知らせ

最高裁判所におきまして上告中でありました当社に対する法人税法違反容疑訴訟につきましては、平成 18 年 12 月 19 日付にて下記のとおり判決がありましたので、業績予想の修正とともにお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

本訴訟は、平成 10 年 11 月 17 日付で水戸地方検察庁より、平成 5 年 8 月期より平成 7 年 8 月期までの 3 期間における法人所得 4 億 80 百万円を過少に申告し、1 億 74 百万円を脱税したとして、法人税法違反容疑で水戸地方裁判所に起訴されました。これに対し当社は、この容疑については当局との間で状況の判断に相違があり、法解釈に誤解が生じているものとし、一貫して起訴事実を全面否認し無罪を主張して参りましたが、平成 13 年 12 月 21 日、罰金 45 百万円の一審判決がありました。しかしながら、当社は、これを不服として平成 13 年 12 月 27 日東京高等裁判所に控訴し、平成 15 年 8 月 4 日同裁判所において控訴が棄却されました。当社は、これを不服として平成 15 年 12 月 18 日最高裁判所に上告しておりました。

2. 判決の内容

上告は棄却され一審判決が確定しました。

3. 今後の見通し

上記判決により、一審判決において科せられた罰金 45 百万円を平成 19 年 8 月期の特別損失として計上する予定であります。当該特別損失の計上が当期業績に影響を与えることは避けられませんので、既に公表しております業績予想を次のとおり修正いたします。

なお、本日通知を受け、当該事実の開示を優先させ即時発表いたしましたので、更なる影響等につきましては現在策定中でありますので、確定次第速やかに開示させていただきます。

4. 平成19年8月期業績予想の修正

(1) 連結業績予想の修正

中間期(平成18年9月1日~平成19年2月28日) (単位:百万円)

	売上高	経常利益	中間純利益
前回予想(A)	4,800	30	30
今回予想(B)	4,800	30	15
増減額(B-A)			45
増減率(%)			
前中間期(平成18年2月中間期)実績	4,339	68	208

通期(平成18年9月1日~平成19年8月31日) (単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
前回予想(A)	10,100	120	110
今回予想(B)	10,100	120	65
増減額(B-A)			45
増減率(%)			40.9
前期(平成18年8月期)実績	10,800	139	185

(2) 単独業績予想の修正

中間期(平成18年9月1日~平成19年2月28日) (単位:百万円)

	売上高	経常利益	中間純利益
前回予想(A)	4,800	30	30
今回予想(B)	4,800	30	15
増減額(B-A)			45
増減率(%)			
前中間期(平成18年2月中間期)実績	4,321	58	202

通期(平成18年9月1日~平成19年8月31日) (単位:百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
前回予想(A)	10,000	110	100
今回予想(B)	10,000	110	55
増減額(B-A)			45
増減率(%)			45.0
前期(平成18年8月期)実績	10,778	129	182

5. 今後の対応

今後は、今回の判決を真摯に受け止め、株式公開企業としてその社会的責任を再認識するとともに、これを機により一層社内コンプライアンス意識の向上、内部管理体制の強化に努め業績の回復を図ることこそ、皆様のご期待に応えることであると考えております。

なお、今回の問題により、長い間関係各位をお騒がせいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上